

## 届出書類の電子メールによる受付について

令和5年4月1日から一部届出について電子メールでの届出が可能となりました。  
自宅や勤務先のパソコンやスマートフォンから電子メールで届出を行うことができます。24時間365日、いつでも届出ができます。ぜひご利用ください。

### <電子メールで届出可能な届出書等>

- ・自衛消防訓練実施通知書

### <届出の方法>

届出様式に必要な事項を記入し、下記の管轄消防署に電子メールで送付してください。

|        | メールアドレス               | 電話番号         |
|--------|-----------------------|--------------|
| 洲本消防署  | sumoto@awaji119.jp    | 0799-23-0119 |
| 南淡分署   | Fd_nandan@awaji119.jp | 0799-52-0119 |
| 津名一宮分署 | Fd_tuna@awaji119.jp   | 0799-62-0119 |
| 岩屋分署   | Fd_iwaya@awaji119.jp  | 0799-72-0119 |

### <副本の取扱いについて>

電子メールで届出した場合には原則副本が返却されません。副本が必要な場合はメール送付時に副本が必要な旨を記載してください(副本は送付した管轄消防署で受け取りをお願いします)。  
届出を受理した場合は、管轄消防署から受理完了と受理番号をメールで送付します。

### <留意事項>

届出書類に訂正等が必要な場合には、電話連絡する必要がありますので、連絡先(電話番号)を必ず記入してください。

記入要領等がわからない場合等が、管轄消防署にお問い合わせください。